

平成 27 年度 9 月定例会代表質問

自由民主党議員連盟の中村芳信です。会派を代表して質問を行います。知事はじめ執行部には明快な答弁をお願いします。

【地方創生】

・国の地方創生施策

現在、我が国においては、人口減少問題にどう対処していくかということが大きな政策課題となっています。本県においても県版総合戦略の策定に向けた作業が大詰めを迎えています。まず地方創生について伺います。

全国的には平成 20 年に人口減少が始まり、平成 26 年の全国の合計特殊出生率は 1.42 と 9 年ぶりに低下、出生数も過去最低の約 100 万人にとどまるなど、厳しさを増しています。

一方、島根県の人口は、昭和 30 年の 92 万 9 千人をピークに、大都市部への人口流出など転出者が転入者を上回る「社会減」による人口減少が進行し、さらに平成 4 年からは、出生者が死亡者を下回る「自然減」も加わり、平成 26 年の人口は 69 万 7 千人にまで減少しています。

そうした中、昨年、日本の創生会議の誠意にショッキングな問題提起を受け、国においては、「まち・ひと・しごと創生」の法律、「長期ビジョン」、「総合戦略」、そしてこの 6 月には「基本方針」の閣議決定と矢継ぎ早やに動き、この国の人口減少問題に取り組むため「東京一極集中の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」を基本的な視点として、地方創生に取り組むこととしています。

鳴り物入りで始まった国の地方創生ですが、知事には、これを「好機」と表現されました。確かに、これまで地方の衰退に無関心であった中央政府が人口減少問題に重い腰を上げたことは歓迎すべきことであると思います。しかし、地方の疲弊は、永年のこの国の経済構造、社会構造の問題であり、加えて本県の実態を見れば、そう手放しで喜んでばかりではられないように感じているところです。

果たして「ひと」も「しごと」も東京をはじめ大都会から地方に来るのか。もしそれを本当に実現させようとするれば国内・外に浸透した市場社会のメカニズムやグローバル化経済に強く変更を迫る大胆な国土の構造改革に乗り出す政策が必要なように思います。

しかしながら、国の戦略を見る限り、そうした国策に値するようなものは見当たりません。それどころかむしろ「自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す」と謳い「人口拡大期の全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、地方自らが地域資源を掘り起こし、それらを活用する取組が必要。

また、地方分権の確立が基盤となる」としていた「長期ビジョン」の理念は、6月の「基本方針」では「地方では、人材・資金の両面において地域内部でほぼ完結した経済構造となっており、地域内外を人材や資金、技術や情報が自由闊達に行き交うことにより期待される地域間の相乗効果が見られず、日本経済のダイナミズムも形成されていない。その結果、地域経済は、既存事業が生産性の低いまま存続するという苦しい状況から脱却できていない。このため、地域経済に人材と資金を呼び込めるような、生産性の高い、活力に溢れた産業を形成」とされ、議論の大きなすり替えが行われて来ているように思います。要するに、経済産業省流の中央の経済論理を地方へ貫徹させようという訳です。加えて、来年度の新型交付金 1000 億円に見られるように、わずかな財源で「創意工夫、創意工夫」と言って地域間競争を煽り、結果責任は地方に押し付ける、そういった国の姿勢が透けて見えるばかりです。

知事、地方への財源配分も含め、国の地方創生「長期ビジョン」から「基本方針」までの動きを、私たちが目指していかなければならない島根の地方創生と比べどのように見えておられますか、まず伺います。(知事)

・ 県版総合戦略

しかし、国がどうあれ島根県はこの課題を避けて通ることはできません。2040年、島根県は社会減が止まり合計特殊出生率が 2.07 になった場合にのみ唯一生き残れる可能性があることが人口シミュレーションで分かった以上なおさらです。

知事、島根県の地方創生を一過性のものとせず、島根を将来にわたって守り発展させていくためには、それを受けて立つ気構えが、われわれ県民の負託を受けたものの使命であると思います。知事の地方創生に向けた決意のほどをお聞かせ下さい。(知事)

また、県が示した 2040 年人口の社会減の収束と合計特殊出生率 2.07 の試算とそのシミュレーションは本当に厳しいものです。しかもこれから数十年間、私たちには、このシミュレーションの線に追いついて行っているかどうかといった意味での緊張感も常に求められる以上、市町村や県民との意識の共有が求められます。この点、すでに市町村それぞれの事情や思惑もあり県との違いも出てきているようです。「島根県人口ビジョン」と「総合戦略」の市町村との問題意識の共有について、どのように思っておられますか伺います。(知事)

さて、本県の人口の社会減あるいは少子高齢化は、全国に先行してすでに 60 年近く前から進行しており、そのため、昭和 40 年代の「過疎地域対策緊急措置法」制定へ向けての果敢な挑戦、昭和 50 年代の「新島根方式」の取り組み、平成に入ってからからの定住財団の設立、そして議員提案の中山間地域活性化基本

条例の制定等々、県・市町村を挙げて対策に取り組んで来ており、その歴史は50年にも及びます。

そして、こうした取り組みのほかにも様々試行錯誤を繰り返す努力の中で、本県の中山間地域施策やUIターン施策、子育て支援策の中には、全国的に見ても引けを取らないものもあるように感じています。

しかしながら、現実を見れば、未だ社会減に歯止めはかからず、自然減は加速度的に進んできており、特に石見、隠岐を中心とした中山間地域、離島の人口減少は著しいところです。

昭和35年、島根県の中山間地域には55万5千人の県民が住み、非中山間地域には32万2千人の県民が住んでいました。果たして、平成22年。中山間地域には32万5千人、非中山間地域には39万2千人。逆転です。そしてこの間の中山間地域の人口減少が本県全体の人口減少そのものとなっています。

そういうことからすれば、知事、国の基本方針や他県の事情はいざ知らず、本県の地方創生総合戦略の正面には中山間地域・離島の産業・経済・社会の再生のための施策を据えても構わないと私たち議員連盟では考えています。県版総合戦略において、中山間地域・離島の対策をどのように考えていかれますかお聞かせ下さい。(知事)

また、地方創生は、人口目標を設定して取り組むという点で厳しさが求められます。そして、そういうことから言えば、施策の総合性や整合性が取れていればそれでよしというものではありません。時に施策のメリハリや取捨選択が求められる場面がある、と私たち議連では考えています。この点、今議会初日の知事の提案理由説明では一定の配慮がなされたと理解しますが、いずれにせよ、施策のメリハリや取捨選択などによって、知事がどこに向かって県政の舵を切っているのかが県民に分かりやすく伝わる必要がある場面が来ているように思います。知事の考えをお聞かせ下さい。(知事)

さらに、そうして出来上がった『「まち・ひと・しごと創生」島根県総合戦略』であったとしても、そこに載せられた施策・対策を実効性あるものにしなければなりません。そして、それが最後に問われるのがこれから始まる予算編成であろうと思います。しかし、この点、国の新規財源に多くを期待できない中、既存予算の見直しによって財源の捻出を図ることも想定しなければなりません。総合戦略の施策・対策の実効性を担保する予算編成の方針についてお聞かせ下さい。(知事)

【国土強靱化地域計画】

次に、東日本大震災から4年、そして阪神・淡路大震災からは20年が経過しました。また、今後発生が予想されている巨大地震として、南海トラフ地震

や首都直下型地震などが挙げられています。

国においては、このような大規模自然災害等に備えた国土全域の強靱な国づくりを推進する「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を平成 25 年 12 月に制定し、この基本法に基づいて「国土強靱化基本計画」が昨年 6 月策定されたところです。

さて、その「基本計画」で注目すべきは、基本目標の一つに「国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」が掲げられ、そのための基本的な方針として「依然として進展する東京一極集中からの脱却、『自律・分散・協調』型の国土の形成」が明確に謳われていることです。

つまり、国土強靱化を推し進めて行けば、自ずとそれが地方創生の実現に大きく貢献していくことを意味しています。そして同時に、地方創生を強力に進めて行くことができれば、国土はどんどん強靱化されていくということもまた意味しています。

また、国土強靱化のために想定されているミクロレベルの各種施策の推進が地域の経済・産業にも大きく影響するとされており、両者の間には大変強力でポジティブな相互関係があるように思っているところです。

地方公共団体においては、「基本法」に基づいて、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべき「地域計画」を策定することができるとされています。国からは、「国土強靱化とは、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげるもの」との考え方が示されているようですが、地域防災計画との関係を含め地方創生の視点から島根県においては「国土強靱化地域計画」の策定にあたって、どのような考え方で取り組まれて行かれるのか伺います（知事）。また、今後、どのようなスケジュールで進めて行かれるのか併せて伺います。（局長）

【中山間地域対策】

さて、次に、本県の地方創生総合戦略の成否のカギを握っていると言って過言でない中山間地域対策について伺います。

本県の中山間地域対策については、個々の集落では地域運営が厳しくなっている状況に対応するため、公民館エリア等のより広い範囲を地域運営の基本単位とすることを明確に打ち出し、対策が進められています。

具体的には、それぞれの地区ごとに人口や暮らしの条件等を分析した「しまねの郷づくりカルテ」による情報の提供や、地域が早急に取り組むべき課題について重点的に支援するため、過疎債ソフトを活用した市町村との連携による支援制度の創設のほか、部局横断の中山間地域対策プロジェクトチームによる

現場レベルでの支援などに取り組まれています。

また、国の「まち・ひと・しごと総合戦略」においても、これまで島根県が進めてきた中山間地域における地域運営の仕組みづくりと同様な考え方で、一定のエリアにおいて、基幹集落に生活に必要な機能・サービスを集約し、周辺集落とネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成が提唱されています。

しかしながら、県内の多くの中山間地域では、その疲弊や弱体化は依然として止まず、担い手の不足による地域活力の低下はますます深刻化してきており、世代交代や若い人の参画を積極的に促していくとともに、UI ターン者や地域おこし協力隊など外部からの人材を確保していく必要に迫られています。

こうした状況を踏まえながら、島根県の中山間地域では、これまで以上に、住民の暮らしを支える日常の社会生活機能の維持・確保を図りつつ、同時に、雇用と収入の創出と拡大を図りながら、地域のポテンシャルを高めていくことが何よりも求められています。

また、同時に、今後も人口減少・少子高齢化が加速度的に進むことが予想される本県の中山間地域において、各分野にまたがる課題に総合的・一体的に対応するため、引き続き部局横断体制で対策にあたり、市町村、地域住民と一緒に取り組んでいかなければなりません。

そこで、総合戦略の柱とも言える中山間地域対策について、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、今後の展開をどう図っていくのか伺います。

(知事)

【今後の再生可能エネルギー導入推進】

次に、再生可能エネルギーの導入は、太陽光発電など一部は自然条件によって発電量に影響を受けるものの、エネルギー供給源の多様化や自給率の向上、地球温暖化の防止、地域資源の利活用による地域の活性化、非常時のエネルギー確保など幅広い効用が期待されています。

このことから、県では、導入の推進を図るため、本年2月に「島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例」が議員提案により制定されました。

一方、国においては、同じく本年7月に2030年度の電源構成（エネルギーミックス）が決定され、水力を含めた再生可能エネルギーの割合は現状の11%から22～24%程度へと倍増されました。同時に温室効果ガス削減に向けて、エネルギーミックスと整合的なものとなるよう2030年度における削減目標も決定されたところですが、22～24%程度への倍増は非常に大胆な目標であると理解しています。

ともあれ、県においては、条例に基づく「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」が新たに策定され、再生可能エネルギーの導入促進・省エネルギーの推進について、島根県が目指すべき方向が明示されまし

た。つきましては、エネルギーミックスなど国のエネルギー政策を踏まえた今後の島根県の再生可能エネルギー導入推進の考え方について伺います。(知事)

【宍道湖・中海の水環境保全】

さて、列車の車窓から眺める度にその美しさに魅了される宍道湖・中海ですが、魚介類の生息など豊かな水産資源を育み、渡り鳥の飛来やレクリエーション等の憩いの場や観光資源として、県民に様々な恩恵をもたらす財産となっています。

両湖は、平成 17 年にラムサール条約湿地に登録されてから、本年 11 月には 10 周年を迎えます。条約の趣旨である「環境保全」と「賢明な利用（ワイズユース）」に対する地域住民の意識の高揚を図ることを目的に、島根・鳥取両県及び関係自治体そして地元住民の皆さん等の協働による中海・宍道湖沿岸の一斉清掃が平成 18 年度から毎年行われるなど、継続的な取り組みがなされています。今年は 8,000 人を超える参加者があったと聞き、環境保全の意識が地域に浸透してきていると感じているところです。

一方、流域の下水道等の生活排水処理施設の普及も進み、汚濁負荷量の削減に努力されていますが、残念ながら酸素消費量（COD）、全窒素や全リンは環境基準に適合しておらず、水質の改善に苦慮している現状が見受けられます。

このような中、宍道湖・中海両湖の水環境保全の取り組みが進んでいるところですが、ラムサール条約に登録されて以降の県の取り組み状況と今後の方針について伺います。(知事)

【地域医療】

・地域医療構想の策定

次に、国は、医療介護総合確保推進法に基づいて、都道府県に 2025 年の医療需要とそれに対応した機能別病床の必要量を定める、地域医療構想の策定を義務づけました。

これは、今後、急激に医療ニーズが拡大することに対応して、在宅医療を推進することで病床数の増加を抑制しようとするものと理解しています。

先の議会で、知事は、地域医療構想の策定は病床の削減を目的にしたものではないという答弁をされたところではありますが、国のこうした方針に対して、島根県の地域医療も大きな影響を受けるのではないかと危惧をしているところです。

島根県の中山間地や離島あるいは県西部地域においては、医師・看護師等の医療従事者の確保に苦慮している状況は依然として続いており、小児科の受入

を制限するなど具体的な問題も生じています。

また、診療所の医師の高齢化も進んでおり、地域での診療機能の確保も今後大きな課題となってきます。

こうした状況の中で、国が示す在宅医療への移行という方針については、対応できない地域もあり、結果として地域の医療提供体制が維持できなくなることを懸念するものです。

私は、地域の実情に応じて様々な医療提供の形があっても良いのではないかと思います。が、地域医療構想の策定を通じて、どの様な医療の姿を目指しているのか、知事の考えを伺います。（知事）

・地域医療介護総合確保交付金

次に、この7月、27年度の地域医療介護総合確保基金（医療分）の第一回目の内示がありました。本県への内示は、要望額19億3000万円に対し10億1000万円余りで、そのうち地域医療構想の達成に向けた施設・設備整備については満額回答、医療従事者の育成・確保、在宅医療の推進等については要望額の12億9000万円に対し3億7000万円余の内示であったということです。

今回の内示に関しては、地域医療介護総合確保基金をメリハリある配分にするとした「経済財政運営と改革の基本方針2015」などに基づいて地域医療構想に関する事業が優先された結果、残りの事業分が大きく削られ、昨年度と相当異なる点があったということです。

当然、これに対し、本県始め各都道府県、全国知事会あるいは日本医師会は、2回目の内示では、在宅や医療関係者の確保にも十分な配分を行うことなどを厚生労働省に要請したところでした。

病床の機能分化・連携以外の在宅医療の推進及び医療従事者の確保は依然重い課題であると考えますが、2回目の内示についてその後の状況はどのようになっているのか伺います。（部長）

また、地域医療再生交付金は本年度で終了します。同様の考え方が来年度も踏襲された場合には、必要な事業の継続が難しくなると思います。これへの対応は現時点でどのように考えておられますか併せてお聞かせ下さい。（部長）

【医療と介護の連携】

次に、いわゆる「団塊の世代」のすべての方々が75歳以上となり医療や介護などのサービスが増大する2025年に向け、高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活を送られるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援のサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要な課題となっています。

この地域包括ケアシステムの構築は、市町村がそれぞれの地域の実情に応じ

て主体的に取り組んでいく必要がありますが、とりわけ医療と介護の連携が重要であることから、県も市町村と連携するとともに、システムの構築に向けた取り組みを支援していく必要があります。

地域包括ケアシステムの構築に当たっての、医療と介護の連携に向けた現在の取り組みの状況について伺います。（部長）

【認知症対策】

さて、昨年 11 月定例会において認知症に関する専門診断や専門相談、かかりつけ医への研修等を行う「認知症疾患医療センター」についてその「地域型」の設置を求める請願が提出され、議会では、今後増加が予想される認知症高齢者に対する施策の強化を図るため、県東部、中央部、西部という複数設置を考慮する必要があるとの理由から、全会一致で採択したところです。

これを受け執行部においては国と協議を進めてきたところですが、その結果、本年度から島根大学医学部付属病院を現行の「地域型」から「基幹型」として、同時に、益田市の松ヶ丘病院と安来市の安来第一病院を新たに「地域型」として設置することとしました。執行部の迅速な対応を評価したいと思っています。

そうした中、国においては、本年 1 月「認知症施策推進総合戦略」・「新オレンジプラン」を取りまとめました。七つの柱からなるプランですが、やはりその肝は「認知症の様態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」にあると理解しています。

その中で、国は、「早期診断・早期対応を軸とし、妄想・うつ・徘徊等の行動・心理症状や身体合併症等が見られても、医療機関・介護施設等での対応が固定化されないよう、最もふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組み」をつくるとし、取り分け、早期診断・早期対応については、かかりつけ医や薬剤師の認知症対応力向上、認知症サポート医の養成のほか、認知症初期集中支援チームの設置を図るとしています。

現在、認知症の有病者は全国 462 万人、10 年後の 2025 年には 700 万人になるとされていますが、内閣府の高齢社会白書によれば、要介護者等について、介護が必要になった主な原因は、「脳血管疾患」が 17.2%と最も多く、次いで「認知症」16.4%、「高齢による衰弱」13.9%などとなっています。

本県においても全国と然したる違いはないと思いますが、県は、この早期発見・早期対応という課題にどのように取り組んで行かれますか伺います。（部長）

また、認知症施策においては、これまで述べてきた患者の治療を担う医療とケアを担う介護との連携がますます強化される必要があるかと思っています。この認知症施策における医療と介護との連携については具体的にどのように考えておられますか併せて伺います。（部長）

【少子化対策】

次に、本県の地方創生において中心的な役割を担わなければならない少子化対策について伺います。

離島や中山間地域においては、若年層を中心とした人口の流出や高齢化の進行などにより、地域運営の担い手不足が深刻化しており、地域のコミュニティの維持や必要な生活サービスの確保が困難となってきました。

そうした中、地域にとどまった若者のうち、特に男性の結婚が難しい状況がかねて続いています。

要因としては、出会いの場が少ないこと、都市部に比べて独身女性の数が少ないこと、物理的な距離によるアクセスの問題などが考えられます。

人口減少問題への対応が求められる中、若者の結婚は全県的な課題ではありますが、とりわけ離島や中山間地域における結婚の動向は、第一次産業などの後継者確保と合わせて、集落の存続に深く関わっており、これらの地域における結婚支援は、行政として重点的に取り組むべき重要な課題と考えます。

そこで、離島や中山間地域における結婚支援について、具体的にどのような取り組みを進めていかれるのか伺います。（知事）

【生活困窮者の支援】

次に、本県の生活保護受給者数は、平成27年7月速報値で6,133人と、引き続き高い数値で推移していますが、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、今年4月から生活困窮者自立支援法が施行されました。

この制度では、福祉事務所を設置している市町村が相談窓口を設置し、専門の支援員が相談者一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら、問題解決に向けた支援を行うということです。

経済的に困っておられる方々の早期発見と問題解決のため、この制度を十分に生かして行くことが必要です。

相談支援の実施主体は市町村ではありますが、県としても、県内の実施状況を把握し、課題に対して適切な対応を行っていくことが、この制度を円滑に進め、実効性あるものにするに繋がると考えます。

そこで、生活困窮者に対する相談支援の実施状況と見えてきた課題、これに対する県の取り組みについて伺います。（部長）

【TPP】

さて、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定は、7月末まで開かれた交渉の閣僚会合において大筋合意に至らず、依然として不透明な状況が続いている

ところでは。

TPP 協定が締結されれば、農林水産業だけでなく、地域の雇用、食の安全、医療制度等、国民の生活や地域の経済・社会が崩壊していく恐れがあり、特に本県の場合、農業は、地域の経済・社会を支える基幹産業であることから、より深刻な影響が出てくることが懸念されます。そのため私たち議会もこれまで再三にわたって国に意見書を提出してきたところです。

また、後で議論しますがポスト TPP 対策として始まった農地中間管理機構事業。開始1年目とは言え、昨年は全国的にも本県においても振るわなかったということは、裏を返せば、TPP への参加が日本の農業そして島根の農業にとっていばらの道であることを明示しているように思っているところです。

いずれにせよ、交渉の進捗状況等の情報提供が不十分な場面も多々あり、今後の展開次第では、これまで以上に農家の不安が広がる恐れもあります。県としても今年6月、国へ重点要望を行っているところですが、重要5品目の関税引き下げの動きなど仄聞している現状を踏まえると、県として今後どのような取り組みが必要か、知事の所見を伺います。(知事)

【農協改革】

次に、農協改革について伺います。全国農協の上部組織である全国農業協同組合中央会（JA 全中）の権限を大幅に縮小し、地域の組合の調整を担う一般社団法人にすることや全農の株式会社化を可能とする規定などを盛り込んだ農協法改正案が、先ごろ国会において成立しました。

これもまた環太平洋経済連携協定交渉の妥結をにらんだ、いわゆる国のいうところの「農業の競争力強化」を図っていくためのポスト TPP 対策であると理解しています。

しかし、全国の農協に対する JA 全中監査の義務付けを廃止し、その代わりに公認会計士監査を義務付ければ地域の農協が自由に経済活動を行うことができるといった発想はいささか見当はずれで、それで問題が解決するとはとても思えません。国は日本農業の不振の責任を一方向的に JA 全中に押し付け、その政治力を削ぐことだけに腐心しているように感じてなりません。

確かに、これまで JA 全中は地域農協に対する会計監査や業務監査を行ってきました。そのことが、返って「全中が統制している」といった誤解を生んだ面もあると思いますが、経営統制まで行っていたわけではありません。

この度の改革はあくまでも農業・農村の再生につなげていくための手段でなければならぬものであり、地域の農協が本来の目的である農業振興を果たしていくためには地域毎の課題をしっかりと見据えていくことが重要です。そのため、今後は農協の地域における役割や農業者などの意見を踏まえた上での改革とすべきであると考えますが、知事の所見を伺います。(知事)

【新たな農林水産業・農山漁村活性化計画次期戦略プランの策定】

次に、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」次期戦略プランの策定について伺います。

現在、現行プランの成果の見込みと課題の分析・評価、課題を踏まえた取り組みの方向性の検討が農林水産部を中心に行われています。

そうした中で、「集中的取組が必要な課題へプロジェクトを重点化」、「県全域プロジェクトと地域プロジェクトの連携強化」、「他部局との連携によるプロジェクトの設定」等が次期プラン策定にあたっての視座とされていますが、これらはプランの整合性や集中化あるいは熟度を高める、といった観点から言えば理解できるものです。

しかし、一方で、現行 2 期プランの策定時には想定されていなかった TPP の問題やあるいは地方創生に向けた課題への対応など島根の農林水産業を取り巻く状況に大きな変化が起きてきていることも事実です。そして、これらは次期戦略プランの策定に当り避けて通れない取り組み課題になると思います。

そこで、第 3 期戦略プランの策定に向けて、昨今の本県農林水産業を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後、どのような方向性をもって、計画の策定を行っていかれるのか伺います。(部長)

【農地中間管理機構】

さて、ポスト TPP を見据えた政府の農業分野の成長戦略を担う柱の一つである農地中間管理機構がスタートして一年半近くになりました。しかし、今年 5 月に公表された去年のその実績は決して芳しいものではなかったということです。

事実、農林水産省の資料によれば、昨年度 1 年間で担い手に集まった農地は全国で約 6 万 3,000ha に上るのに対し、農地中間管理機構による新規集積面積は約 7,300ha、年間集積目標に対する機構の寄与度 5%。この内本県は、それぞれ 538ha と 138ha、9%です。

本県において低調であった原因を執行部はどのように分析されておられますか、まず伺います。(部長)

次に、農地中間管理機構の実績・寄与によらない農地の集積は全国で 55,000ha、本県では 400ha 余りあります。果たして、これらの集積は何によってなされたのかといえ、都道府県主体の中間管理機構創設前からある市町村や農業委員会、農協を主体とした「農地利用集積円滑化事業」等の農地の集積・集約化を促進する事業であったのではないかと考えられます。

そして、これまでの集積事業の核心は、地域農業の将来像をどう描くかを軸にした出し手と受け手との話し合いに基づく合意にありました。

農地の流動化を図るには、受け手との信頼関係の構築を含め、農家が安心して貸し出せる環境づくりが先ず求められますが、この点、県は、中間管理機構事業を進めるにあたって、どのように考えておられますか、伺います。(部長)

また、昨年度、中間管理機構に借り受けを申し込んだのは370件、この内貸し付けが実現したのは70件で445haでした。そして、実現した地域の9割は県東部地域であったとのことでした。

面積が狭い上に傾斜地が多く、法面の草刈りなど作業量も多いのが山間地域の農業です。借り手に名乗りを挙げる個人や農業法人が必然的に表れにくくなるのも道理です

中間管理機構の制度は全国一律の仕組みで動いていますが、平野部と山間地域とでは事情が異なります。施策に地域的な差を設けるよう国に要請すべきと考えますが、いかがですか伺います。(部長)

また、現在、国においては、規制改革会議農業ワーキンググループ・産業競争力会議実行実現点検会合の議論を発端に「農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策」の一つとして、農地は固定資産税が低く抑えられており、その保有コストの低さが、時に転用期待も手伝い、耕作放棄地の発生を助長しているとし、そうした所有者の税負担を重くすることで半ば強制的に農地を手放させて中間管理機構に貸し出すよう促す、一方で、貸し出した場合には税負担を軽くする、そうしたあまりにも短絡的・的を外れで理不尽な議論が本気でなされているところですが、この点、知事、所見をお聞かせ下さい。(知事)

【しまね和牛の振興】

次に、本県の畜産業は、県内農業産出額の約3割を占めるなど、県内農業の大きな柱のひとつであり、とりわけ、中山間地域・離島を多く抱える本県において、和牛繁殖経営は、畜産業自体の振興だけでなく、例えば、畜産農家から稲作農家への堆肥の供給と稲作農家から畜産農家への稲わらなどの家畜飼料の供給を互いに行う、いわゆる耕畜連携の取り組みや、放牧による耕作放棄地の活用など、地域資源を有効に活用できる観点から、地域を支える重要な産業となっており、期待されています。

これまで、県では、しまね和牛の振興について、産肉能力の高い優秀な牛を整備する「質の向上対策」と新たな担い手の育成と増頭を推進する「量の確保対策」とにポイントをおき、各種施策に取り組まれています。

しかしながら、しまね和牛の現状を見ると、農外からの企業参入、酪農家などによる新規の飼養や、大規模農家が増頭する動きも進んできているものの、高齢化や後継者不足により、約10年前の平成15年における肉用牛飼養戸数2,445戸、飼養頭数34,418頭に対し、平成26年には、飼養戸数が1,112戸、飼養頭数が31,167頭と減少傾向にあり、産地の活力減退が懸念される状況に

あります。

このような現状を踏まえ、これまでの課題解決に向けた取り組みと、しまね和牛の振興に向けた今後の対応について、知事の考えを伺います。(知事)

【林業の振興について】

次に、本県の林業・木材産業は、豊富な森林資源を背景とし、経済や雇用、環境面からも中山間地域の重要な産業の一つです。

県西部においては、木材生産、木材加工、チップ製造など林業・木材産業に設備投資や新規雇用への積極的な動きが見られ、地元の事業者からは、徐々に業界に活気が出ているとの声を聞きます。

このような中、地方創生県版総合戦略の中で、林業・木材産業の振興が位置づけられていることは、森林率が全国第4位である島根県らしい取り組みであると思っているところです。

一方で、現在の製材・合板・チップなどの木材需要に対する供給の状況を見ますと、県産原木自給率は33%にとどまっており、木材増産や雇用拡大の余地は十分にあると考えます。

このような状況の中で、木材の生産拡大に積極的に取り組むことは、中山間地域での雇用の創出や定住の促進につながり、林業・山村を活性化できるのではないかと考えます。本県における林業の成長産業化に向けた取り組みに対する知事の考えを伺います。(知事)

【6次産業化の推進について】

次に、国内人口の減少や少子高齢化に伴う消費構造の変化、就農人口や農業所得の減少、耕作放棄地の増加など、日本農業を取り巻く情勢が近年大きく変化してきていることを受け、国は、今後の農業の発展のため、6次産業化の推進を明確にしているところです。

具体的には、平成23年3月に「六次産業化法」が施行されて以降、平成25年6月の「日本再興戦略」において「農林水産業を成長産業にする」ことを打ち出し、同年12月の「農林水産業・地域の活力創造プラン」や本年3月の「食料・農業・農村基本計画」等によって、6次産業化の推進を具体的に示しています。

一方で、本県に目を向けますと、農林水産業及び食品産業は基幹産業であるとともに、地域を活性化する重要な役割を担っているところではありますが、その規模は小さく産業競争力は低く、6次産業化の取り組みにおいては、これまで国の施策も十分に活用できていない状況であったことも認めなければなりません。

しかし、豊富な地域資源を活用しながら新たな価値を付加させ雇用・所得を

増大させるため 6 次産業化の推進を図ることは、県政の発展にとって必要不可欠のことです。

このため、県では、しまねブランド推進課内に専任スタッフを配置するとともに、「島根の 6 次産業推進ビジョン」を策定し、その推進を図っているところです。国の方向性も踏まえ、島根県における 6 次産業化推進の考え方について知事の所見を伺います。(知事)

【広域連携による観光振興】

次に、本県の観光振興について、県では一昨年度から「ご縁の国しまね」キャンペーンを開始し、今年 6 月からは、EXILE などのタレントをイメージキャラクターとしたプロモーションを行うなど、さらなる認知度向上を目指しており、観光客増大とそれに伴う地域の活性化が期待されるところです。

一方で、尾道松江線の全線開通や山陰自動車道の伸長など高速交通網の整備促進により観光客の周遊エリアは拡大してきており、特に外国人観光客や遠方からの観光客が周遊するエリアは広く、宿泊日数も多い傾向にあるため、今後の入込み客数の増加がかなり期待できることから、他地域と協力した魅力ある観光地域づくりなど、広域的な観光振興についても、より一層強化していく必要があるのではないかと思います。

現在、観光庁では、インバウンド対策として、複数の都道府県を跨ってテーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地をネットワーク化した「広域観光周遊ルート」の形成を目指し、先般 6 月、瀬戸内ブランド推進連合と瀬戸内観光ルート誘客促進協議会が申請した「せとうち・海の道」など全国 7 件を認定したところです。

県版の地方創生総合戦略においても、観光の振興は大きな位置づけを与えられており、外国人観光客誘客も含め広域連携策を強化するとしていますが、今後、他県との広域的連携にどのように取り組んでいかれるのか、知事の考えを伺います。(知事)

【中小企業・小規模企業の振興】

次に、中小企業・小規模企業の振興について伺います。

全国的にはアベノミクスにより、景気が回復基調といわれる中、県内企業の数、近年、減少に歯止めがかからず、先行きについても、世界の経済動向による大手企業の発注の変化や円安等によるコスト上昇など、厳しい経営環境が続いています。

島根県は特に、中小企業・小規模企業の割合が高く、地域経済を支え、雇用の中心的な担い手であることから、中小企業等の振興に関する考え方を示すた

めの基本条例を制定すべきとの声もあります。

こうした中、中小企業・小規模企業は、経営の安定化のみならず、人材の確保や事業の承継など厳しい課題を多く抱えている現状にあり、地方創生を推進するためにも、総合的かつ持続的な支援が必要です。

については、中小企業・小規模企業の振興に向けた基本的な考え方や具体的に進めていくべき施策について、知事の考えをお聞かせ下さい。(知事)

【土砂災害対策】

次に、土砂災害対策について伺います。本県は、地形が急峻で県土の約80%を山地が占めており、また、広い範囲で風化花崗岩が露出するなど地質も悪く、全域が特殊土壌地帯に指定されています。このため、ひとたび集中豪雨が起きると、土石流・地すべり・がけ崩れが発生し、これまで幾度となく多数の尊い人命や貴重な財産が失われてきました。

県では、これらの災害を未然に防止するため、土石流対策・地すべり対策・がけ崩れ対策を進めているところですが、土砂災害危険箇所は全県で22,296カ所、うち保全対象家屋が5戸以上または5戸未満であっても公共施設がある箇所である要対策箇所を5,889と整理され、対応にあたっているところです。しかし、その整備率となると18.4%といった状況です

そうした中で、国の交付金事業や補助事業の採択要件等を見ますと、例えば砂防事業、1億円以上の事業で公共施設・人家50戸以上、対象保全耕地30ha以上。急傾斜地崩壊対策事業、急傾斜地の高さ10メートル、人家10戸以上で7,000万以上の事業費、等々となっており、本県の危険箇所の実態に合っていないように感じているところです。

実際、これらの採択要件に合わず事業採択できない箇所や採択されても集落の中で一戸だけ取り残されている地域を見てきています。国費を多く獲得する努力も怠れませんが、同時に、交付金事業や補助金事業の採択要件の緩和を国に求めて行く必要があると感じていますが、考えをお聞かせ下さい。また、採択要件に該当しないため施設整備の対象とならない危険箇所について、今後、県としていかなる取り組みを進めて行かれるのか、お聞かせ下さい。(部長)

【県道の整備】

さて、県版地方創生総合戦略においては、日常生活に必要な機能・サービスを集約化等によって維持・強化するとともに、交通弱者の移動手段を確保する交通対策により、中山間地域における「小さな拠点」づくりを進めるとしています。

もちろん、そのためには、基幹集落あるいは地域の「拠点」と周辺集落とを

結ぶ生活に密着した道路基盤の整備を促進することが、今後大きな課題となってくると思っているところです。

この点、県も、現に生活に密着する主要地方道や一般県道を数多く抱えていますが、その改良率たるや主要地方道の方は県平均 72%ですが、一般県道は 45%、しかも、中山間地域・離島では、それら平均改良率に双方とも遠く及ばない地域や何れかが極端に低い地域が散見されます。

総合戦略を基盤の面から支える中山間地域・離島における今後の県道の整備について所見をお聞かせ下さい。(部長)

【教育施策】

・「しまね学力育成推進プラン」の進捗状況

次に、教育委員会では、昨年 7 月「第 2 期しまね教育ビジョン 21」を策定し、急速に変化する社会を生き抜くために必要な力を子どもたちに身に着けさせるため「向かっていく学力」「広がっていく社会力」「高まっていく人間力」という 3 つの教育目標を掲げ、家庭や地域と連携した教育を進めています。

なかでも、学力の育成は、子どもたちが将来、社会の一員として自立し、夢や希望を実現するための基盤となるもので、学校教育に課せられた一番重要な使命だと思えます。

しかしながら、近年の全国学力・学習状況調査等の結果から、島根の子どもたちの学力について、算数の勉強は好きだという子の割合が全国一少ないとか、家庭学習の時間が短いなど様々課題があると聞いています。

そういった現状や課題を踏まえ、学力の育成に関する施策を具体的に推進するため教育委員会では昨年 8 月「しまねの学力育成推進プラン」を策定したところです。

現在までの取り組み状況、また、8 月末開催された地方創生総合戦略の県内町村会との意見交換会の席において基礎学力の向上を求める意見があったということです。先日公表された今年度の「全国学力・学習状況調査」結果での島根県の厳しい状況を踏まえた今後の取り組みについて、お聞かせ下さい。

(教育長)

・県立高校での地元への定着に向けた取り組み

次に、今年 3 月県内の高校を卒業した高校生の就職希望者のうち 78.2%が県内に就職する一方で、例年、3 千人を超える高校生が県外の大学や専門学校に進学しています。

地方創生が叫ばれ、人口減少対策が求められているなかで、島根県で育った子どもたちが、できる限り県内で就職したり、県内に定住する取り組みを行う

ことが、ますます重要な課題となっています。

子どもたちがふるさとに愛着や誇りを持ち、卒業後は県内で就職しよう、あるいは、一旦県外に進学しても、将来は島根に帰って来たい、島根のために貢献したいと思うようになることが大切です。

そのためには、子どもたちがふるさと島根の自然・歴史・文化・伝統などに対する愛着や誇り、理解をもてるように、これまで県で取り組んできた「ふるさと教育」を継続していくことが重要です。また、同時にというかそれ以上に子どもたちが県内企業のことを認識することや、地域の課題に取り組む学習をしたりすることで、自分たちが島根に貢献しようとする意欲を育むことも重要です。

高校卒業時の県内就職に向けた取り組みの状況とその成果、また、県外へ進学する高校生が将来的に島根に帰って来るような取り組みについて伺います。

(教育長)

・ 県立高校の県外募集の取り組み

次に、人口減少が続くなか、県立高校においては、地元からの入学者数が減少している状況であり、それを打開するためには、地域内外から生徒が集まるような魅力と活力のある学校づくりが求められています。

その一環として、離島・中山間地域においては、高校と町村が連携してその魅力化・活性化に懸命に取り組んでいるところです。

学校と地域が連携・協働して子どもたちの教育を推進することにより、地域社会に活力がもたらされることは、地方創生の観点からも、大変意義のあることだと思えます。

こうした取り組みが功を奏し、地元の生徒が少ない離島・中山間地域の県立高校を中心に県外からの入学者が増えていると聞いています。県外からの入学者数の推移について伺います。また併せて、来年度からは県外募集する高校を拡大するようですが、これまでの経緯と今後の方針について伺います。(教育長)

・ 平成 28 年度全国高校総体島根県開催準備

さて、平成 28 年度全国高等学校総合体育大会中国ブロックの開催がいよいよ近づいて参りました。

この大会は、来年 7 月から 8 月にかけて、中国 5 県を中心に開催されるもので、島根県でも体操、新体操、柔道、ボート、テニスの 5 種目が開催されます。

選手の皆さんは、日々練習を重ねていることと思いますが、島根県の高校生の活躍を心から願って止まないところです。

全国高校総体は、高校生が夢や目標の実現に向けて自ら挑戦する意欲や創造性を育むものであり、地域の未来を担う人材を育成する大会でもあります。また高校生だけではなく、次代を担う小学生や中学生も、間近でこの大会を観戦することで、スポーツ競技に対する夢と希望を持てるのではないかと期待もしています。

大会の開催まで1年を切りましたが、この大会を多くの方々に周知し、大会開催の機運を高めるとともに、その成功に向けて着実に準備を進めていく必要があります。現在の島根県での大会開催準備状況と大会を成功させるための取り組みについてお聞かせ下さい。(教育長)

【安全で安心な地域社会づくりの推進】

最後に、本県における犯罪情勢は、平成26年には刑法犯認知件数が4,772件と、ピーク時の平成15年の9,217件から半減しており、減少傾向で推移しています。

しかし、その一方で、凶悪事件の発生、子ども・女性が被害者となる犯罪や高齢者を狙った特殊詐欺被害が後を絶たない状況です。さらに、県立大学女子学生の事件など、未解決事件として今なお残っており、県警察では懸命な捜査を展開されていますが、一日も早い解決を願っているところです。

このような状況の中、県民の治安に対する不安感は根強いものがあり、特に少子高齢化が進む本県においては、子供・女性・高齢者の安全・安心を確保することが重要であり、その対策に取り組む必要があります。

安全・安心が確保されていることは、活力ある社会を実現するための前提です。本県においては「日本一治安のよい島根」の実現を目指していますが、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、警察による活動のほか、防犯ボランティア、自治体などとの連携による取り組みが必要であるとも考えます。

米村本部長におかれては、8月本部長として着任されましたが、新本部長としての抱負と、安全で安心な地域社会を実現するための対策をどう推進されていかれるのか伺います。(警察本部長)

【公安委員長所信】

また、公安委員会においては、先般7月12日に服部京子公安委員長が就任されました。服部委員長におかれましては、平成25年9月から2年間、公安委員として県警察の管理・監督にあたってこられており、その経験を活かして委員長として手腕を発揮されることを期待しています。

本県の警察行政につきましては、先ほど申し上げた治安対策の推進や、交通

安全対策の推進、災害発生時の対策の推進など、ますます課題と責任が大きくなっています。

こうした中、服部公安委員長に、就任にあたっての県警察の管理・監督についての抱負と県民の治安をあずかる委員長として、その所見を伺います。(公安委員長)